

心臓リハビリテーション指導士認定制度委員会より

平成 22 年 8 月 16 日

* 症例報告の使い回しについて

今年度第 11 回指導士認定試験の受験応募書類の症例報告に関して、複数者応募の教施設から症例の使い回し例が見つかりました。ご存知のように症例報告は、申請者自らが経験もしくは関わった症例を自らが記載することが原則です。今回の審査において、全く表現が同一もしくは一部のみ巧妙に数値等を変えて、明らかに同じであるとわかる症例が同一施設応募の報告から発見されました。これらの不正行為を行った応募者については、推薦者宛に受験不許可の通知を出しています。

以下の注意喚起をいたしますので、今後決して他人の書いた報告や真似た報告を提出しないようお願い申し上げます。

- 1) 症例報告は自分が経験したもしくは関わった症例について自ら記載すること
- 2) 同一症例を提出する場合においても、自分が関わった範囲内で自ら考えて記載すること
- 3) 指導を受けて提出する場合においても、自ら学習し考えて自分で記載すること
- 4) 経験症例が少ない場合や記載に自信がない場合は研修制度を利用すること

今後は書類審査をより厳正に行っていくことが委員会で決定されています。このような不正が同じ施設で複数回行われた場合、その施設からの受験を一定期間許可しないこともあります。症例報告の記載内容についても誤りや不十分である場合は再提出を求めたり、当該年度の受験を認めず研修制度利用を勧めていきます。とくに、運動耐容能の評価法や運動処方についての誤った記載や不十分な記載が目立ちます。また脳卒中、骨折術後や廃用症候群のリハビリにもかかわらず、合併症として心臓疾患があるという理由での症例は認めません。このような症例しか経験がない方についても研修制度の積極的な利用を求めていきます。

以上